

# 保険料は所得に応じて決まります

## スタート

生活保護を受けている

はい ↓ いいえ

町によって決められた基準額をもとに、低所得の人に過重な負担とならないよう、所得段階別の保険料が決められています。



住民税を納めている（本人が住民税課税）

いいえ

同じ世帯に住民税を納めている人がいる

いいえ

高齢福祉年金を受けている

はい

いいえ

前年の合計所得金額+課税年金  
収入額が80万円以下

はい

いいえ

前年の合計所得金額+課税年金  
収入額が80万円以下

はい

いいえ

## 介護報酬改定に伴う 保険料上昇分の軽減

今回の改正では介護従事者の処遇改善のためのプラス3%の介護報酬改定を行いました。この改定による介護保険料の急激な上昇を緩和するため、報酬改定に伴う増加分については国からの交付金による軽減措置をとっています。

はい ↓ いいえ

あなたの  
介護保険料は？

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	
対象者	生活保護の受給者及び高齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	【特例】 第4段階に該当する人のうち、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	本人が住民税非課税の人（世帯内に住民税課税者がいる）	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の人
納付額	基準額×0.5 21,000円	基準額×0.5 21,000円	基準額×0.75 31,500円	基準額×0.85 35,700円	基準額 42,000円	基準額×1.15 48,300円	基準額×1.25 52,500円	基準額×1.5 63,000円	基準額×1.75 73,500円

